

宮內省

[illegible]

But I can't do more than this

宗拜寮縣縣千僧 五答小韻公共

日
味
二
半
小
月
五
日

又回銓刻出

古本圖說並附刻二行地旨又聯發刻並臨八錄云

丙 發策一正二體

立案昭年月日

決裁 昭和 年月 日

鳥位螺

宗秩寮總裁

海軍大佐吉田義行外四名叙位の件

昭和五年八月八日
九月十日

宮內省

海軍大佐吉田義行外四名叙位の件

宗義

同

光澤 昭 平 日

昭和二十一年八月八日

宮内省

海軍大佐吉田義行外四名叙位の件
右謹テ裁可ヲ仰ク
昭和二十一年八月八日
内閣總理大臣 吉田 茂

内

閣

人司第四〇九號

昭和三年八月 日 議決 昭和 年 月 日 行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官

海軍大佐吉田義行外四名叙位の件

叙位後退職

本件ハ叙位後退職ノ者ニ付特ニ九月 日
付テ以テ叙位發令方取計ハレ度
内閣

内閣

八位下
1202
號

昭和十五年六月十五日

叙正五位 昭和十五年六月十五日 五位 高 等 官 三 等 海軍大佐從五位 吉 田 義 行

平年九月六日休

綴正五位	昭和十五年五月一日	五年	昭和十六年十月十三日	海軍大佐從五位	藤田元成
從五位	昭和十五年八月一日	五年	昭和十七年十一月一日	海軍大佐從五位	德田禪三
從五位	昭和十五年八月一日	五年	昭和十七年十一月一日	海軍大佐從五位	德田禪三

内閣人閣位第 四二九 號

子集九卷三十一頁付

綴正五位 昭和十五年九月二日 位 五年 昭和十七年十一月一日 海軍大佐從五位 倉 永恒 記

海軍省 軍務局

内閣人關位部
昭和十五年八月十五日

殺正五位
從五位
五年
昭
和
十
八
年
九
月
一
日
海軍技術中佐從五位江藤
禮

三月十三日付

海軍
技術中佐從五位江藤
禮

履歷書

海軍大佐 從五位 吉田 義行

明治三十九年二月十日生

年	月	日	任	免	賞	罰	資格	在勤年数	通算
昭和十五年	六月	十五日	海軍中佐				奏任		
十七年	十一月	一日	海軍大佐				同		
二十年	五月	十五日	豫備役						
	同日		充員召集				五年二月三日	五年二月三日	
	同日		就職(吳鎮守府附被仰付)						
二十年	九月	六日	充員召集解除				三等		
								計	五年二月三日

復二秘人第 二四一 號

昭和二十一年八月 三日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍大佐吉田義行の叙位について、別紙の通り申候する。
追て本件は、昭和二十年九月六日に復員したので昭和
二十年内閣人閣議第九〇七號に依つて、復員の日に遡

日本郵政

218

及發令されたい、尙本件は文武官級位進階内則第三條に依るものである。

復二秘人第 二三四 號

昭和二十一年八月 三日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍大佐藤田元成外一名の級位について、別紙の通り申
添する。

追て本件は孰も昭和二十年九月六日に復員したので、



昭和二十年内閣人閣議第九〇七號に依つて、復員の日
に遡及發令されたい、尙本件は文武官叙位進階内則第
三條に依るものである。

復二秘入第 二三五 號

昭和二十一年八月 三日

復員廳總裁 男爵 幣 原 喜重郎

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍大佐倉水恒記の叙位について、別紙の通り申渡す。
追て本件は昭和二十年九月二十八日に復員したので、
昭和二十年内閣人閣議第九〇七號に依つて復員の日

218. 付受

遡及發令されたい、同本件は文武官叙位進階内則、第三條に依るものである。

復二秘人第 二三六 號

昭和二十一年八月 三日

復員廳總裁 男 幣 原 喜 重 郎

内閣總理大臣 吉 田 茂 殿

海軍技術中佐江藤 禮の叙位について、別紙の通り申
牒する。

迫て本件は昭和二十一年三月十三日に復員したので

218

昭和二十年内閣人閣議第九〇七號に依つて、復員の
日に遡及被令されたい、同本件は文武官叙位進階内
則第三條に依るものである。

丙 發第一五二七號

一海軍大佐從五位上 吉田義行外ニ知
右本日叙位相成候ニ付此旨及傳達候位記ハ追テ可
及回送候也

昭和二十一年九月五日

宗秩寮總裁子爵 武者小路公共

第一復員局長 吉田 稔

復員局長 吉田 稔

以上

官 内 省

2nd 11 Nov 1944

詠
二
辛
丑
月
五
日

又回銚剗出

古本甲錄於昧如刻二付此旨又轉發刻於信八能元何

丙發第一五二二號

一每軍大左從五
倉承垣
記

右本日敍位相成候ニ付此旨及傳達候位記ハ追テ可
及回送候也

昭和二十一年九月五日

宗秩寮總裁

第二卷 田輪屋

自是
二
秋
人
才
二
三
五
等

當
灼
醋

宮内省

江ノ浦ノ人ノ少シクハ
江ノ浦ノ人ノ少シクハ

江ノ浦ノ人ノ少シクハ
江ノ浦ノ人ノ少シクハ

宗秩寮總裁子爵 佐香小路公共

昭和三十二年九月五日

又回送候也

右本日紋位相成候ニ付此旨及傳達候位記ハ追テ可

及回送候也

丙 發第一、五二五號

一 海軍技術中佐 江藤 禮

右本日紋位相成候ニ付此旨及傳達候位記ハ追テ可

昭和二十二年九月五日

宗秩寮總裁子爵 武者小路公共

第二種人員 田中 稔

復二種人員ニ三ノ人

宮内省

海軍中佐太田黒康雄外一名特旨叙位の件

海軍中佐太田黒康雄外一名特旨叙位の件

海軍中佐太田黒康雄外一名特旨叙位の件

宗將寮縣籍千霜 五香小嶺公共

御座ニテ申下月五日

又同級廻出

本由縁並味廻廻ニ於此旨又對並廻並隨ハ能モ可

一書年人並味廻廻ニ於此旨又對並廻並隨ハ能モ可

丙 發第(一)五五五號

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

特旨録



宗將寮總裁



海軍中佐太田黒康雄外一名特旨叙位の件

昭和三年八月八日裁可 各月各日
臺灣記九月三

官 内 省

七